

国保年金課からのご案内

【申込・問】 ㊦国保年金課、㊧市民総合窓口課、㊨市民総合窓口室

国保加入者に8月からの保険証を送付します

7月中旬に、新しい被保険者証(70歳以上74歳未満の人には被保険者証兼高齢受給者証)を郵送します。
※制度改正により、毎年8月1日を基準日に保険証が更新となります。

国保加入者の「国民健康保険限度額適用認定証」～高額な医療費の窓口負担を軽減します～

医療費が高額になる場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を市に申請し、医療機関に認定証を提示することで、窓口での負担が自己負担限度額(月額)までとなります。

申請要件 ・国民健康保険税に滞納がないこと
・住民税未申告世帯でないこと

※70歳以上74歳未満の人は、所得区分により申請不要場合があります。

申請手続き

現在交付されている認定証の有効期限は、7月31日(金)までとなり自動更新ではありません。8月以降も認定証を使う場合は、再度申請してください

持参物

- ・認定証が必要な人の保険証
- ・世帯主の認め印
- ・窓口に来る人の本人確認ができるもの

令和2年度国民健康保険税納税通知書を送付します～期限内の納付にご協力ください～

納税通知書の発送予定日 **7月10日(金)**

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が社会保険などに加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主に納税通知書が届きます(擬制世帯主)。

保険税は加入者の所得申告に基づいて算定します。収入が無い人も必ず申告してください。

会社の健康保険に加入した場合は、国民健康保険の脱退の手続きが必要です。家族に社会保険等に加入している人がいる場合は、扶養として社会保険等に加入できるかご確認をお願いします。

後期高齢者医療制度の保険証を送付します

7月中旬に、高齢者の人が対象の後期高齢者医療被保険者証(保険証：えんじ色)を郵送します。毎年8月1日を基準日に保険証が更新となります。

※後期高齢者医療保険料納入通知書は、7月中旬に発送予定です。

国民年金の付加年金制度

国民年金定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することで、将来受け取る年金に付加年金が加算される制度があります。

付加保険料 月額400円

※付加保険料の納付は、申請月分からになります。

付加年金額 200円×付加保険料納付月数

対象 国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者

※保険料の免除を受けている人や基金に加入している人等は、付加保険料の納付はできません。

持参物 年金手帳、認め印

新型コロナウイルス感染症緊急対策

■国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当を支給します

国民健康保険または後期高齢者医療保険の被用者が新型コロナウイルスに感染するなどし、療養のために働けず給与の支給がされない場合に、傷病手当金を支給します。

■国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減り納付が困難な人は、減免・徴収猶予の制度に該当する場合がありますので、まずは電話でご相談ください。

㊦総和庁舎 Tel.92-3111
㊧古河庁舎 Tel.22-5111
㊨三和庁舎 Tel.76-1511
㊩健康の駅 各課直通電話番号
㊪古河福祉の森会館 Tel.48-6881～4
各庁舎の住所は34ページをご覧ください

免許業務の再開
免許業務の再開に伴い、3密を避けるため人数制限を実施いたします。事前に混雑状況を確認の上、お越しください。
問 古河警察署 Tel.30・0110

就職に関する悩みや不安を相談してみませんか?
就職に関する無料相談会を行います。
日時 毎週金曜日、13時～16時
場所 ハローワーク古河
対象 就職の悩みがある15～49歳の人、またはその保護者・関係者
※前日までの予約制。
申込・問 いばらき県西若者サポートステーション
Tel.0296・54・6012
(受付時間：火～土曜日9時30分～17時30分)



7月の納税など

納期限および口座振替日は**7月31日(金)**

固定資産税・都市計画税	第2期
国民健康保険税	第1期
介護保険料	第1期
後期高齢者医療保険料	第1期
保育料	7月分
児童クラブ保護者負担金	6・7月分
公共下水道事業受益者負担金	第1期

くらしの困りごとは何でもご相談ください
生活相談・設計、労働相談、消費者トラブルなどについて専任相談員がアドバイザー、または専門家・専門機関を紹介します。
日時 月～土曜日(祝日を除く)10時～18時
対象 県内在住の人
問 ライフサポート いばらき
Tel.0120・786・184

古河市緊急事業者支援給付金

新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年3～8月のうち、いずれか1カ月の売り上げが、前年同月と比較して20%以上50%未満の割合で減少した事業者の事業を下支えするため、市独自の給付金を支給します。



給付額

40%以上～50%未満の場合	最大	15万円
30%以上～40%未満の場合	最大	10万円
20%以上～30%未満の場合	最大	5万円

※給付金額は、事業者収入の減少率によって異なります。

この給付金と、国の「持続化給付金」を二重に受け取ることはできません

対象 次の①②全てを満たす人

①令和元年12月以前から事業による事業収入(売り上げ)があり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、今後も当該事業を継続する予定であること

②会社の場合は、市内に本店があること。個人事業主の場合は、市内に主たる事業所があるか、令和2年1月1日時点で市内在住であること

申込期限 10月30日(金) [消印有効] ㊪

申込・問 申請書と必要書類を提出。詳細は、市ホームページをご確認ください。

㊫商工政策課(〒306-8601長谷町38-18)

3密を避けるため
郵送での申請をお願いします

イベント等については、新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。最新の情報は2次元コードからご確認ください

